



じんけんけいはつ  
人権啓発

大阪市人権啓発マスコットキャラクター  
「にっこりな」

もんだい じんけん  
『いじめ問題』・『インターネットと人権』  
ぼ しゅう  
キャッチコピー募集

おうぼきかん  
応募期間

令和4年9月26日(月)～10月31日(月) 必着

重点テーマ もんだい  
いじめ問題

仲間とのきずな、おもいやりの気持ち、友だちに  
伝えたい言葉は何ですか？



重点テーマ じんけん  
インターネットと人権

ネットの世界では思わぬところで人を傷つけたり  
してしまいます。その使い方、大丈夫？



おうぼさき おうほ かん といあわ  
〈応募先・応募に関するお問合せ〉

おおさかしじんけん かん さくひんぼしゅうじぎょう たんとく  
「大阪市人権に関する作品募集事業」担当

〒550-0012 おおさか し に し くい たち ぼり だん とう  
大阪市西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル1階 (大阪市人権啓発・相談センター内)  
TEL:06-6532-7631 FAX:06-6532-7640

おうほ かん ちゅういじ こうどう  
〈応募に関する注意事項〉

●提出された応募用紙は返却しません。●応募にかかる経費・送料等のすべては応募者の負担とします。●応募作品の著作権は作者に帰属し、使用権は大阪市に帰属します。●入選作品が、第三者の知的財産権等を侵害する場合、または、規定に違反していることが判明した場合は受賞を取り消します。また、権利保有者からの苦情・異議申し立てがあった場合の責任はすべて応募者に帰属するものとします。●入選作品の選出にあたっては各賞における規定の選出点数にこだわらずに選出する場合があります。●入選作品の選出は、応募者1名について最大2作品までとします。●該当作品が無い場合は、やむを得ず賞の授与を見送ることがあります。●入選した作品について、同じ内容のものが複数ある時には、くじ引き等により入選作品を決定する場合があります。●入選者が未成年者の場合は、作品の使用等を含め親権者の同意を必要とします。●入選作品は、大阪市の広報印刷物の他、様々な媒体(ホームページ等)での人権啓発等に活用します。●入選作品の使用に関しては、単年度だけでなく継続的に人権啓発事業等へ使用することもあります。●入選作品を発表及び掲出等の際には原則として作者の名前等を掲載します。●入選作品を人権啓発事業等へ使用する際に、場合により修正することがあります。●応募作品はオリジナル作品に限り、模倣(著しく似通ったものを含む)、公序良俗や法令等に反するもの、政治・宗教活動や営利を目的とするもの、他のコンテスト等に応募しているものなどは規定違反とします。また、受賞後にこれらが判明した場合は受賞を取り消します。●応募作品が応募期間を過ぎて届いた場合は、審査の対象外とします。●応募者の個人情報については、本募集事業に関するのみに利用し、法令で定める場合を除き、本人の承諾なしに目的外に利用、又は第三者に提供はしません。